

行政による経済的不利益賦課制度について

第9回(平成24年7月23日)の議論を踏まえ今回ご議論いただく主な制度等

第9回において議論された制度 (これまでに提案・言及されてきた制度)	検討すべき論点等
I 事業者に対して、国に一定の金銭を納付することを命じる方法	
<p>1 違法行為により得た収益とは一応切り離された形で、抑止のため、一定の金銭(賦課金)の納付を行政処分で命じる方法</p> <p><第9回研究会における主な御意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・立法事実として、何が今一番問題となっているかが分かりにくい。 ・個別の消費者における損害の発生や具体的な損害額の算定が困難な不当表示への導入が考えられる。 ・課徴金として徴収した金銭を被害者救済に充てられないかという点は、重要な論点としておいた方がよい。 <p>2 違法行為により得た<u>収益額に相当する金銭</u>の納付を行政処分で命じる方法</p> <p><第9回研究会における主な御意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国の制度も踏まえ、日本においても行政手続による没収が可能ではないか。 ・「違法収益はく奪処分」は、違法収益の認定・立証が困難という問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の必要性、制度の趣旨・目的について ・対象事案について (資料2の「1」) ・被害者への配分 (資料2の「2」) <p>(手続保障と簡易・迅速な行政処分の要請との調整、民事上の請求権との調整の問題、収益額の算定が困難であること等をどのように考えるか [資料2の「3」])</p>
II 事業者に対して、被害者に金銭を直接返還することを命じる方法	
<p>1 違法状態の是正・回復を命じる行政処分を行う方法</p> <p>2 行政の申立てにより裁判所が差止命令、被害回復命令を行う制度 (⇒ 1・2ともに第10回研究会で財産の隠匿・散逸防止策として議論)</p>	
III その他	
<p>1 調査に応じない事業者に対して金銭を賦課する制度</p> <p>2 違法行為の是正命令に従わない場合に金銭的賦課を行う制度</p> <p><第9回研究会における主な御意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・過料を参考とした制度を考える場合、特に不服申立手続について、適正な手続保障を考えるべき。 ・賦課手続や徴収手続は、適正手続の観点からは、むしろ厳格にすべきではないか。 	<p>(手続保障等の問題をどのように考えるか [資料2の「4」])</p>
IV 行政による賦課金の徴収等が困難になる場合に、財産を特定して保全する方法	